

墨田区みどりコミュニティセンター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																																																				
<p>（利用の不承認）</p> <p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用の承認をしないものとする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 施設等を毀損するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>（利用承認の取消し等）</p> <p>第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 災害その他の事故により施設等を利用することができなくなったとき。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>（指定管理者の指定の手続）</p> <p>第17条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、次の各号のいずれにも該当すると認めたものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 業務計画書の内容が、コミュニティセンターの効用を最大限に発揮<u>することができるものであるとともに、その効率的な運営が図られるものであること。</u></p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th colspan="3">利 用 料 金</th> </tr> <tr> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時から正午まで</td> <td>午後1時から午後4時30分まで</td> <td>午後5時30分から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td style="text-align: center;">2,400円</td> <td style="text-align: center;">3,100円</td> <td style="text-align: center;">3,100円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td style="text-align: center;">2,400円</td> <td style="text-align: center;">3,100円</td> <td style="text-align: center;">3,100円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> <td style="text-align: center;">7,200円</td> <td style="text-align: center;">7,200円</td> </tr> <tr> <td>発声練習室</td> <td style="text-align: center;">900円</td> <td style="text-align: center;">1,100円</td> <td style="text-align: center;">1,100円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	利 用 料 金			午 前	午 後	夜 間	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	集会室	2,400円	3,100円	3,100円	会議室	2,400円	3,100円	3,100円	和室	6,000円	7,200円	7,200円	発声練習室	900円	1,100円	1,100円	<p>〔同左〕</p> <p>第6条 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 施設等をき損するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第12条 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 災害その他の事故により施設等<u>の利用ができなくなったとき。</u></p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第17条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔同左〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 業務計画書の内容が、コミュニティセンターの効用を最大限に発揮できるものであるとともに、その効率的な運営が図られるものであること。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th colspan="3">利 用 料 金</th> </tr> <tr> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時から正午まで</td> <td>午後1時から午後4時30分まで</td> <td>午後5時30分から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td style="text-align: center;">2,200円</td> <td style="text-align: center;">2,900円</td> <td style="text-align: center;">2,900円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td style="text-align: center;">2,200円</td> <td style="text-align: center;">2,900円</td> <td style="text-align: center;">2,900円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td style="text-align: center;">5,500円</td> <td style="text-align: center;">6,600円</td> <td style="text-align: center;">6,600円</td> </tr> <tr> <td>発声練習室</td> <td style="text-align: center;">〔同左〕</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	利 用 料 金			午 前	午 後	夜 間	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	集会室	2,200円	2,900円	2,900円	会議室	2,200円	2,900円	2,900円	和室	5,500円	6,600円	6,600円	発声練習室	〔同左〕	1,000円	1,000円
区 分		利 用 料 金																																																			
		午 前	午 後	夜 間																																																	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで																																																		
集会室	2,400円	3,100円	3,100円																																																		
会議室	2,400円	3,100円	3,100円																																																		
和室	6,000円	7,200円	7,200円																																																		
発声練習室	900円	1,100円	1,100円																																																		
区 分	利 用 料 金																																																				
	午 前	午 後	夜 間																																																		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで																																																		
集会室	2,200円	2,900円	2,900円																																																		
会議室	2,200円	2,900円	2,900円																																																		
和室	5,500円	6,600円	6,600円																																																		
発声練習室	〔同左〕	1,000円	1,000円																																																		

多目的 ホール	貸切りの 場合	7,200 円	8,600 円	8,600 円
	貸切り でない 場合	1 回、2 時間以内 一般 240 円 中学生以下 110 円		
スタジオ	貸切りの 場合	3,700 円	4,400 円	4,400 円
	貸切り でない 場合	1 回、2 時間以内 一般 240 円 中学生以下 110 円		
トレーニング 室	1 回、2 時間以内 240 円			
付帯設備	1 件、1 回につき 1,600 円			

付記

- 1 〔略〕
- 2 「午前」と「午後」又は「午後」と「夜間」とを引き続き利用する場合の中間時間については、付記 1の加算額を徴収しない。
- 3 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が利用する場合の利用料金の額は、この表（多目的ホールの貸切りでない場合、スタジオの貸切りでない場合、トレーニング室及び付帯設備に係る部分を除く。）に定める額（付記 1 の規定による額を含む。）に当該額の 5 割相当額を加えた額とする。

付 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に利用承認を受けているものに係る利用料金については、なお従前の例による。

多目的 ホール	(同左)	6,600 円	7,900 円	7,900 円
	(同左)	1 回、2 時間以内 一般 220 円 中学生以下 100 円		
スタジオ	(同左)	3,400 円	4,000 円	4,000 円
	(同左)	1 回、2 時間以内 一般 220 円 中学生以下 100 円		
トレーニング 室	1 回、2 時間以内 220 円			
付帯設備	1 件、1 回につき 1,500 円			

付記

- 1 〔略〕
- 2 「午前」と「午後」又は「午後」と「夜間」とを引き続き使用する場合の中間時間については、1の加算額を徴収しない。  
〔新設〕